

平成26年度の取り組みについて（報告）

部会名	権利擁護支援部会
担当者	相談支援事業所ふくいん 星 美枝子
<p>【協議事項】</p> <p>1 障害者の虐待対応について【継続】</p> <p>障害者虐待防止・対応マニュアルの活用を目的とし、相談支援事業所としてどの時点での介入が必要とされるのか、事例を通して共有を図る。</p> <p>（1）障がい者虐待対応に関する事例検討</p> <p>事例内容：認知症の母親と統合失調症の息子の二人暮らし ※四倉地域包括支援センターより事例提供</p> <p>参加者：四倉地域包括支援センター・四倉地区保健福祉センター 各委託相談支援事業所・アドバイザー 上田氏</p> <p>事例検討の中で、障がい者と高齢者の複合ケースが存在することから、下記の通り、包括支援センター・介護保険ケアマネと相談支援事業所との連携が必要であることを確認した。</p> <p>このことに関連し、相談支援事業所がいわき市介護支援専門員連絡協議会から高齢と障がいの連携の必要性についての説明依頼があり、受けることとなった。内容は以下のとおり。</p> <p>相談支援事業所の業務内容</p> <p>①包括支援センターや介護保険のケアマネに相談支援事業所の役割を知ってもらう必要がある。</p> <p>⇒いわき市介護支援専門員連絡協議会から「精神と知的障がいのある方への支援の現状と連携について」と題して相談支援事業所へ講演依頼があり、7月の連絡協議会定例会において、相談支援事業所の役割と複合ケースの事例を通しての連携の状況を報告した。</p> <p>⇒いわき市介護支援専門員連絡協議会に登壇し、委託相談支援事業所について説明。</p> <p>②包括支援センターと相談支援事業所の連携</p> <p>⇒高齢者虐待ケースでも擁護者が障がいのあるケースが多い。</p> <p>制度の違い等もあるため、一緒に動いてみることで互いにできることを認識する。</p> <p>③障がい者自身のセルフネグレクトまたはネグレクトの可能性</p> <p>⇒見方を変えれば、高齢者虐待の中に障がい者虐待が潜んでいる場合もあるのではないかと。視点を変えたかかわり方ができる。</p> <p>③担当者会議</p>	

⇒担当者会議に出席しケアマネ、相談支援事業所の役割を明確にする。

相談支援事業所で依頼を受けた上記の件について、その内容を第2回の部会（平成26年9月15日開催予定）で話していき、今後高齢と障がいの各関係機関の連携意識を高めていく。

(2) マニュアルの改訂

今後虐待案件に対し、現在のマニュアルを使用していき、対応できないところや足りない部分があったら、改訂をしていくこととする。

2 「(仮称)いわき市権利擁護・成年後見センター」と権利擁護支援部会の役割について【継続】

○(仮称)いわき市権利擁護・成年後見センターと権利擁護支援部会の役割について

(仮称)いわき市権利擁護・成年後見センターと権利擁護支援部会の役割については部会を通じ意見交換をしながら下半期にかけ明確にしていく。

3 地域における保障機能について【新規】

○いわき市における保障機能の在り方検討

地域における保障機能については、保障機能についての在り方を検討していくうえでの具体的な議題の洗い出し作業をした後に議論していくことにする。